

広陵町自治基本条例（仮称） 大項目「町民」・「議会」・「町長」・「町職員」

条文案

大項目：町民

■町民の権利と役割、責務

| | |
|-------|--|
| 審議会意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・生駒市の条文を基本とする。例えば「参画する権利」、「参加不参加を理由として差別的な取扱いを受けない」、「自らの発言と行動に責任を持って積極的に参画」など。 ・「まちづくりの主体」、「まちづくりに参画する」との文言は入れるべき。 ・「生涯にわたり学ぶ権利」については、丹波市はこの項目に入れたが、広陵町では、次回に審議する「生涯学習」の項目に盛り込むべき。 |
|-------|--|

（町民の権利）

第〇〇条 町民は、まちづくりの主体であり、町政やまちづくりに参加する権利を有する。
 2 町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な取扱いを受けない。

（町民の役割と責務）

第〇〇条 町民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。
 2 町民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代の利益、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければならない。
 3 町民は、町と協働し、連携し合いながら、安全・安心で豊かに暮らせるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

■子どもの権利

| | |
|-------|---|
| 審議会意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの定義が難しい。今、成人は18歳だったり（選挙）、20歳だったり（少年法）する。⇒国際的（ユネスコ等）には子どもは18歳未満。それでいいのでは。青少年をどのように定義するかは、法制班に委任する。 ・青少年というと定義が困難なので、子どもだけで良いのでは？ ・「それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する」との文言は入れるべき。 ・ここでは、「能動的に子どもがまちづくりに参画してもらう」ことを定義したい。 |
|-------|---|

（子どもの権利）

第〇〇条 子ども（18歳未満の町民をいう。以下同じ。）は、地域社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利を有し、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加することができる。

- 2 町民及び町は、子どもがまちづくりに参加する機会の充実に努めなければならない。
- 3 町民及び町は、子どもが健やかに育ち、ふるさとを大切に思える環境づくりに努めなければならない。

■事業者の役割、責務

| | |
|-------|--|
| 審議会意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・岸和田市のように細かく多くの条文はいらないように思う。 ・罰則条例ではないため、多くの条項を入れる必要はない。 ・吉野町くらいの条文でよいのでは。 |
|-------|--|

（事業者の役割と責務）

第〇〇条 事業者は、地域社会を支え、構成する一員としての社会的な責務を自覚し、地域社会との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、事業活動を行うに当たり、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。

■町民投票

| | |
|-------|--|
| 審議会意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民投票は、特例を除いて法的拘束力を持たないので、地方自治法に書かれている条項を丁寧に再掲すればよい。 ・ここで定めるのは合併などの賛否を二分するような際に行う住民投票のことである。 ・丹波市をベースに記載すればいいのではないか。 |
|-------|--|

（住民投票）

第〇〇条 町長は、町政に関する重要事項について、広く町民の意思を確認する必要があると認めるときは、町議会の議決を経て、住民投票を実施することができる。

- 2 町長は、有権者がその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から住民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたときはこれを実施しなければならない。
- 3 住民投票に付することができる案件、投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。
- 4 町長及び町議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

大項目：議会

■議会の役割、責務

| | |
|-------|--|
| 審議会意見 | <ul style="list-style-type: none">・町民に議会のことを示すような書きぶりが必要。・広陵町では議会基本条例があり、はるかに踏み込んだ内容を書いているため、地方自治法上の原則をもう一度分かりやすく記載するのがよいのでは。・吉野町をベースとし、多摩市の条文をプラスするような感じで。・広陵町の「最高の意思決定機関」との文言は入れるべき。また、「執行機関を監視・けん制する役割も明記すべき。・「自治の発展及び町民の福祉の向上に努めなければならない」との文言は入れるべき。 |
|-------|--|

（議会の役割と責務）

第〇〇条 町議会は、法令で定めるところにより、町民の負託に基づき選ばれた町議会議員によって構成される町の重要事項を議決する広陵町の意思決定機関であり、この条例の趣旨に基づき、その権限を行使しなければならない。

- 2 町議会は、町民の意思が町政に適正に反映されているかどうかを監視し、及び評価する権限を有する。
- 3 町議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限並びに町政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。
- 4 町議会は、その権限を行使することにより、私たちの町の自治の発展及び町民の福祉の向上に努めなければならない。
- 5 町議会は、町民との情報共有を図り、原則として全ての会議を公開する等、開かれた議会運営に努めなければならない。
- 6 町議会の会議は、討論を基本とし、議決に当たっては意思決定の過程及びその妥当性を町民に明らかにしなければならない。
- 7 町議会は、会期外においても、町政への町民の意思の反映を図るため、町の施策の検討、調査等の活動を行うとともに、町民との対話の機会を設けなければならない。
- 8 町議会の組織、活動等の基本事項に関しては、別に定める。

■議員の役割、責務、倫理

| | |
|-------|---|
| 審議会意見 | <ul style="list-style-type: none">・議会基本条例の第4条第3号に「議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、町民全体の福祉の向上をめざして活動すること」とあるので、これを入れたい。⇒逐条解説で、議会基本条例から援用していることを明記すればよい。・丹波市の条文をベースにして作ればよい。 |
|-------|---|

（議員の役割と責務）

第〇〇条 町議会議員は、町民の負託に応え、高い倫理性のもと、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、一部団体及び地域の代表にとどまらず、常に町民全体の福祉の向上を念頭におき行動しなければならない。

- 2 町議会議員は、町議会の責務を遂行するため、町政の課題全般について町民の意見を明確に把握するとともに、常に自己の見識を高めるための研さんを怠らず、審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければならない。

大項目：町長

■町長の役割、責務、倫理

| | |
|-----------------------|---|
| 審 議 会 意 見 | <ul style="list-style-type: none">・町長は将来的なビジョンを示すことが必要だと思うので、「長期的な将来像を町民に示す」との文言は入れるべき。・総則とマッチさせるために「持続可能な地域社会の形成」との文言は入れるべき。・首長の責務は、本来地方自治法第149条に明記されているが、近年の執行機関の事務量が急増しているからその条文に書いていないことも多く行っている。・丹波市の条文をベースとし、吉野町も加えていって作成すること。 |
|-----------------------|---|

（町長の役割と責務）

第〇〇条 町長は、町の代表者として、町民の負託に応え、町民全体の福祉の向上及び持続可能な地域社会の形成を目指し、住民自治を基本とするとともに、他の執行機関と連携し、公正かつ誠実に町政運営を行わなければならない。

- 2 町長は、広陵町の現状や課題を的確に把握し、長期的な将来像を町民に示すとともに、具体的施策により課題解決を図らなければならない。
- 3 町長は、施策の執行に当たっては、町民及び町議会への説明責任を果たすとともに、この条例の趣旨に基づき、町政運営を通じて自治の実現、町民主体のまちづくりの推進に努めなければならない。
- 4 町長は、前各項の責務を果たすため、効率的かつ効果的な行政経営に努めるとともに、町職員の育成及び能力の向上を図り、町民のための施策の遂行に努めなければならない。

大項目：町職員

■町職員の役割、責務、倫理

| | |
|-----------------------|---|
| 審 議 会 意 見 | <ul style="list-style-type: none">・「町民全体の奉仕者」は職員に対して失礼（憲法や地方公務員法に明記されていることは説明済）。⇒下僕のように見えるし、そう記載することで勘違いする住民がいるように思う。・「公共の利益を実現する者として」や「町民公益の実現を行う者」という表現でいいのでは。 |
|-----------------------|---|

（町職員の役割と責務）

第〇〇条 町職員は、公共の利益を実現する者（町民全体の奉仕者、町民全体のために働く者、町民公益の実現を行う者）として法令等を遵守し、効率的で公正かつ誠実に、その職務を遂行しなければならない。

※ 事務局や庁内WGで意見が分かれたため併記して議論していただく。

- 2 町職員は、その職務を遂行するに当たって創意工夫を行い、町民に対して丁寧で分かりやすい説明に努めなければならない。
- 3 町職員は、その職務の遂行に必要な知識、技能等の向上を目指し、研修に積極的に参加する等研さんに努めなければならない。
- 4 町職員は、町民の一員としての自覚を持ち、地域のまちづくり等に参画し、地域課題の把握及び解決に努めなければならない。